

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

契約書及び重要事項説明書

有限会社ゆうしん
グループホームゆうしん水前寺

目次

グループホームゆうしん水前寺 利用契約書

(契約の目的)	1
(契約期間)	1
(身元引受人)	1
(利用基準)	2
(運営規程の遵守)	2
(認知症対応型共同生活介護計画)	2
(サービスの内容及びその提供、身体の拘束等)	3
(医療上の必要への対応)	3
(利用料金の支払い)	4
(料金の変更)	4
(利用者及び利用者代理人の権利)	4
(利用者及び利用者代理人の義務)	5
(利用者の施設利用上の注意義務等)	5
(造作・模様替え等の制限)	5
(利用者の契約解除)	5
(事業者の契約解除)	5
(契約の終了)	6
(退居時の援助及び費用負担)	6
(秘密保持)	6
(賠償責任)	7
(損害賠償がなされない場合)	7
(苦情対応)	7
(契約者代理人)	8
(合意管轄)	8
(本契約に定めのない事項)	8

グループホームゆうしん水前寺 重要事項説明書

1. 事業者	9
2. 事業所の名称・所在地	9
3. 事業の目的	9
4. 事業の運営の方針	9
5. 事業所の概要	10
6. 本事業所が提供するサービス及び利用料等について	11
7. ご利用の際に留意いただく事項	16
8. 非常災害時の対策	16
9. 緊急時における対処方法	16
10. 事故発生の防止及び事故発生時の対応	16
11. サービス内容に関する相談・苦情	17
12. 秘密保持について	19
13. 記録の整備について	20
14. 勤務体制の確保について	20
15. 地域との連携について	20
16. その他	20

グループホームゆうしん水前寺 利用契約書

利用者_____様（以下「利用者」という。）と有限会社 ゆうしん（以下「事業者」という。）は、事業者から提供される指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）の利用に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供し、利用者及び利用者代理人（以下「利用者等」という。）は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の30日前までに、利用者等から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとし、以降も同様とします。

（身元引受人）

第3条 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者等の事業者に対する債務について連帯保証人となり、極度額100万円の範囲で利用者と連帯して責任を負う。また事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第4条 利用者が次の各号に適合する場合、認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の利用ができます。

- (1) 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (3) 自傷他害の恐れがないこと
- (4) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- (5) 本契約に定めることを承認し、「重要事項説明書」に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(運営規程の遵守)

第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づく指定認知症対応型共同生活介護等を提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 事業者の運営規程の概要、従業員の勤務の体制等は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

(認知症対応型共同生活介護計画)

第6条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者等と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者等は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者等の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者等に対し内容を説明します。

(サービスの内容及びその提供、身体の拘束等)

第7条 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

(1) 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

- ① 入浴介助
- ② 排せつの介助
- ③ 食事の提供及び介助
- ④ 機能訓練
- ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

(2) 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

(医療上の必要への対応)

第8条 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとっています。

(利用料金の支払い)

第9条 利用者等は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。ただし、利用者がいまだ要介護認定等を受けていない場合等には、利用料金（10割）を一旦支払うものとし、（要介護認定等後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

- 2 利用料金は、1か月毎に計算し、ご請求致します。支払い方法は、現金、又は金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

(料金の変更)

第10条 事業者は、利用者等に対して、介護報酬改定等あった場合、速やかに文書で通知することにより利用料等の変更を申し入れることができます。

- 2 利用者等が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。

(利用者及び利用者代理人の権利)

第11条 利用者等は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者は不利益を受けることはありません。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- (3) 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束も受けないこと
- (9) 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- (10) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は「重要事項説明書」に記載しています。）

(利用者及び利用者代理人の義務)

第12条 利用者等は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- (2) 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- (3) 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合、速やかに事業者に知らせること
- (4) 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者等は協力すること
- (5) 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うものとします。ただし、拒否する場合は、その旨を明示した書面を事業者に提出し、それによって起こるすべてについて利用者等が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 4 利用者は、事業所が定めた注意事項を守るものとします。

(造作・模様替え等の制限)

第14条 利用者等は、居室に造作、模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者等の負担とします。

- 2 利用者等は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者等は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(利用者の契約解除)

第15条 利用者等は事業者に対し、いつでも30日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

(事業者の契約解除)

第16条 事業者は利用者等に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間を

において、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第二号を除き利用者等に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- (1) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2か月分滞納したとき
- (2) 伝染病疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき
- (3) 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- (4) 利用者等が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

(契約の終了)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者等が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- (4) 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- (5) 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者等と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。(入院においては原則として1か月間の居室確保を行います。主治医の診断書等により入院が1か月以上超える治療、療養が必要と明確になった場合は利用者等の同意のもと退居となります。)
- (6) 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
- (7) 経営上又は行政指導上等の事由により事業継続が困難になった場合

(退居時の援助及び費用負担)

第18条 契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退居する時は、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者又はその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者等に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者等の負担とします。

(秘密保持)

第19条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危惧がある

場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ文書により利用者等の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

(賠償責任)

第20条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第21条 利用者が、以下の各号に該当することによりもっぱら起因して損害が発生した場合には、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- (1) 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った場合
- (2) サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取や確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った場合
- (3) 急激な体調の変化等が、事業者の実施したサービスを原因としない事由により発生した場合
- (4) 事業者もしくはサービスの指示や依頼に反した行為を行った場合

(苦情対応)

第22条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置します。

- 2 事業者は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者等からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業者は、その提供したサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(契約者代理人)

第23条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第24条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに利用者等と事業者双方合意します。

(本契約に定めのない事項)

第25条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者等と事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約を証するため、本証2通を作成し、利用者及び利用者代理人、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(利用者との続柄) ()

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

事業者 事業所名 グループホームゆうしん水前寺
事業所住所 熊本市中央区水前寺5丁目20-5
事業所番号 4390101659
事業者住所 熊本市東区錦ヶ丘26番11号
事業者名 有限会社ゆうしん
代表者名 麻 生 伸 一 印

グループホームゆうしん水前寺 重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

本事業所は、ご契約者（ご利用者）に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

名称・法人種別	有限会社 ゆうしん	代表者氏名	麻生 伸一
法人所在地	熊本市東区錦ヶ丘26番11号		
電話番号	096-367-0565		
設立年月日	平成 2年 4月 2日		

2. 事業所の名称・所在地

事業所の名称	グループホームゆうしん水前寺		
介護保険事業所番号	4390101659	入居定員	18名（2ユニット）
事業所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目20-5		
電話・FAX番号	(電話)096-382-5550 / (FAX)096-382-1500		
開設年月日	平成27年 7月 1日		
管理者氏名	永里 友和		

3. 事業の目的

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援者又は要介護者（以下「利用者」という。）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにすることを目的とします。

4. 事業の運営の方針

- (1) 本事業所は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとします。
- (2) 本事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 本事業所は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活

介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとし
ます。

- (4) 共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとし
ます。
- (5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし
ます。
- (6) 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし
ます。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、別に定める指針（「高齢者虐待防止のための指針」）に沿って必要な措置を実施する。
- (8) 提供するサービスの質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとし
ます。
- (9) 正当な理由なくサービスの提供を拒みません。

5. 事業所の概要

(1) 建物の構造等

敷地面積		394.95 m ²
建 物	構 造 等	鉄骨造り
	延床面積	385.90 m ²

(2) 居室の広さ等

居室・設備の種類	室数等	面積	冷暖房	備 考
個室（1人部屋）	18	7.59～8.12 m ²	○	洗面・物入れ付き
食堂・居間	2	64.61 m ²	○	テレビ・ソファ等
ト イ レ	6	2.45～3.95 m ²		洋式トイレ、 手すり等設置
浴 室	2	4 m ²		一般浴
脱衣・洗濯室	2	6.10 m ²		洗濯機・乾燥機等完備

※本事業所では上記の居室・設備等をご用意しています。ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もありますので御了承ください。

(3) 職員体制及びサービス内容

職 種	人 員	サービス内容
管 理 者	1 名	本事業所の従業者の管理、業務上の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	1 名	認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当します。
介 護 従 業 者	1 2 名以上	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たります。

※入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

6. 本事業所が提供するサービス及び利用料等について

本事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。本事業所が提供するサービスについて下記(1)のとおり利用料金が介護保険から給付されます。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が、直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん1日当たりの利用料金(10割)をお支払いいただいた後、領収書を発行いたします。その領収書を後日、市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の(通常9割)が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

- ① 入浴介助：(利用者の身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。ただし、拒否及び体調不良等については清拭を実施し、清潔保持に努める。)
- ② 排せつ介助：排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 食事の提供及び介助：栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご利用者の潜在能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。

食事時間は制限しませんが、おおよその目安は、下記のとおりです。

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

- ④ 機能訓練：ご利用者の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。
- ⑤ その他日常生活の世話、日常生活動作の介助：生活サービスとして、離床・着替え・整容・掃除・洗濯等をご利用者の能力に応じて援助します。また、残された能力が発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、ご利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

《サービス料金》

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から本事業に支払われる地域密着介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

自己負担 (円) 1 日につき	要支援 2		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割
	749	1,498	753	1,506	788	1,576	812	1,624	828	1,656	845	1,690
	3 割		3 割		3 割		3 割		3 割		3 割	
	2,247		2,259		2,364		2,436		2,484		2,535	

介護保険サービス加算費

加算項目	自己負担 (円)			加算内容
	1 割	2 割	3 割	
入院時費用	246	492	738	ご利用者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、3ヶ月以内に退院することが見込まれるときに、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当事業所へ円滑に入居できる体制を確保している場合の1日あたりの加算です。(1月に6日を限度とします。)
初期加算	30	60	90	入居後30日間に限る1日当たりの加算です。また、入居後30日を超える病院又は診療所への入院の後に当事業所へ再入居された場合も1日あたりの加算です。
サービス提供強化加算 (I)	22	44	66	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置(介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上)を行っていることによる事業所評価での1日あたりの加算です。

サービス提供強化加算（Ⅱ）	18	36	54	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が60%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたりの加算です。
サービス提供強化加算（Ⅲ）	6	12	18	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続年数7年以上の占める割合が30%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたりの加算です。
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	50	75	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行うものを1名以上配置する場合の1日あたりの加算です。
若年性認知症利用者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受入れ、ご利用者ごとに個別の担当者を定めて、その職員を中心にご利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う1日あたりの加算です。
医療連携体制加算Ⅰ（イ）	57	114	171	看護師等により、ご利用者に対し24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保していることによる1日あたりの加算です。（要支援2の方以外）
医療連携体制加算Ⅰ（ロ）	47	94	141	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、配置している看護職員が准看護師の場合は、病院若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保します。尚、算定日が属する月の前12月間において、喀痰吸引又は経管栄養が実施されている場合の1日あたりの加算です。
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37	74	111	看護師を常勤換算で1名以上配置します。尚、算定日が属する月の前12月間において、喀痰吸引又は経管栄養が実施されている場合の1日あたりの加算です。
口腔衛生管理体制加算	30	60	90	歯科医師又は歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した1月あたりの加算です。
口腔・栄養スクリーニング加算	20	40	60	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の加算です。（6月に1回を限度とします。）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	200	300	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又は

				リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が当事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行う場合の1月あたりの加算です。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	400	600	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が当事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行う場合の1月あたりの加算です。
看取り介護加算1	72	144	216	ご利用者の重度化や看取りにも対応できる評価からの加算です。（死亡日以前31日から45日以下）
看取り介護加算2	144	288	432	ご利用者の重度化や看取りにも対応できる評価からの加算です。（死亡日以前4日から30日以下）
看取り介護加算3	680	1360	2040	ご利用者の重度化や看取りにも対応できる評価からの加算です。（死亡日以前2日または3日）
看取り介護加算4	1280	2560	3840	ご利用者の重度化や看取りにも対応できる評価からの加算です。（死亡日）
退居時相談援助加算	400	800	1200	グループホームを退居される場合、自宅や地域での生活を経続できるように相談援助する場合の加算です。1回を限度として算定します。
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のために指針を整備し、対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し職員研修を行い、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。10%/日減算			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	要介護度に応じたサービス利用料金及び加算費に、17.8%の加算率を乗じた金額です。			

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者負担となります。

		自己負担	備 考
家 賃		60,000 円	1 か月につき
管 理 費		28,500 円	1 か月につき (内訳) 水道光熱費、建物維持管理費等
食 材 費	朝 食	490 円	お食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。(1日につき)
	昼 食	630 円	
	夕 食	730 円	
	おやつ	70 円	

おむつ代	おむつのタイプ別の料金については事業所内に掲示しております、料金表を参照願います。(実費)
理美容	委託にて来所されます。利用者と業者との契約にて理美容を行います。料金については事業所内に掲示しております、料金表を参照願います。(実費)
健康管理費	インフルエンザ予防接種等(実費)
その他	①医療機関への受診(内服薬処方等も含む)については医療保険が適応されるため、別途必要となります。 また、ご利用者が希望される日常生活に必要な物品等についても別途必要となります。 ②月途中入退居の場合は、居住費(家賃・管理費)・食材費は日割り計算となります。 ③外泊・入院時の居住費(家賃・管理費)・食材費の取扱い。 ・家賃とその他の費用(管理費)は全額。 ・食材費については日割り計算となります。
入居時に必要な費用	敷金(入居時)120,000円(家賃の2カ月分) 借家人賠償火災保険等(年額)3,000円程度(変動有)

※本契約の有効期間中に介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

① 毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、下記のいずれかの方法により20日までにお支払いください。

- (ア) 事業所指定口座への振込
- (イ) 利用者指定口座からの自動振替
- (ウ) 現金支払い

お支払いいただいた後、領収書を発行します。(金融機関口座から自動引き落としの場合は、金融機関の指定日(20日)に口座自動引き落としとさせていただきます。)なお、自動引き落としの場合、手数料が必要です。引き落とし手数料については、肥後銀行と郵便局は110円、熊本銀行、農協、信用金庫等は132円、その他の金融機関は165円となります。

② 利用可能な金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、熊本県下の各農協、全国の郵便局となっています。

7. ご利用の際に留意いただく事項

ご利用者が指定認知症対応型共同生活介護等の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりです。

- ① 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはいけません。
- ② 指定された場所以外で火気を用いてはいけません。
- ③ その他管理者が定めた下記についても留意してください。

○ご面会について

- ・面会時間は原則として午前10:00～午後8:00までとなっておりますが、ご連絡いただければ上記時間帯以外でのご面会も可能となっております。
- ・ご来訪者の方は、必ずその都度職員に届け出て、面会簿に記帳願います。
- ・ご来訪される場合、ペット、アルコール類の持ち込みはご遠慮ください。

○外出・外泊について

外出・外泊の際には必ず職員に申し出てください。

○宗教・政治活動

施設内で他の利用者に対する宗教・政治活動等のご遠慮ください。

8. 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災責任者を定め、年2回、昼間及び夜間を想定した避難訓練その他必要な訓練を行うとともに非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとします。

○防災設備

消火器、誘導灯、煙・熱感知器、火災報知機、スプリンクラー

※カーテン等も防災性能のあるものを使用しています。

9. 緊急時における対処方法

本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生の防止及び事故発生時の対応

(1) 本事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故

発生の防止のための指針を整備するものとします。

② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとします。

③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修会を定期的に行うものとします。

(2) 本事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(4) 本事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

医療機関名	診療科目	所在地
医療法人清和会 水前寺とうや病院	内科・呼吸器内科・循環器 内科・神経内科・消化器内 科・リハビリテーション科	熊本市中央区水前寺5丁目2番22号
椿歯科クリニック	歯科	熊本市中央区水前寺3-15-20

11. サービス内容に関する相談・苦情

(1) ご利用者からの相談又は苦情等（以下「苦情等」という。）に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の措置

ご利用者及びそのご家族等（以下「利用者等」という。）からの苦情等については、以下の窓口で対応します。

① 所在地 熊本市中央区水前寺5丁目20-5

② 事業所名 グループホームゆうしん水前寺

③ 電話番号 096-382-5550

④ FAX番号 096-382-1500

⑤ 対応時間 9:00～18:00

※ただし、ご要望があれば、上記時間以外も対応します。

⑥ 担当者氏名 永里 友和

⑦ 担当者不在時の対応：上記担当者が不在のときは、本事業所の他の従業員が対応し、担当者に確実に伝達します。

⑧ その他：当法人で行う他の指定居宅サービス事業等をご利用の方については、その事業の職務と兼務しない職員が担当します。

(2) 円滑かつ迅速に苦情等の処理を行うための処理体制・手順

- ・利用者等から苦情等の申し出があった場合、まず、上記担当者が内容を伺い、下記のA及びBの手順により処理します。
- ・苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録保存し、その後のサービス提供に活用します。
- ・苦情の処理は他の業務に優先して迅速に行うものとし、次のサービス提供時までには解決し、ご利用者の方が安心してサービスの提供を受けられるよう最大限の努力を行います。

A 苦情を申し立てられた方に内容等説明を行うことにより、苦情がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに同意を得、解決を図ることとします。この場合も、必ず、管理者に報告します。

B-1 苦情がその場で解決困難なものであった場合、苦情の原因となっていることについて、利用者等からの聞き取り及び担当従業員への聞き取りにより、事実を詳細に把握します。

B-2 その後、翌日までには事業所内で検討会議を開き、本事業所が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、その日のうちに利用者等に説明し同意を得ます。

B-3 管理者は、利用者等からの苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているかを、担当従業員のみならず、利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、職員教育を徹底して速やかな改善を図り、利用者等の意向に沿ったサービス提供がなされるように十分配慮します。

B-4 上記の流れにより苦情の処理を図った後も、ご利用者及び本事業所とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分注意してサービス提供を行います。

(3) その他参考事項

- ① 本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護等により、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。
- ② 本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護等に対する苦情申立が市町村にあった場合は、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行います。
- ③ 本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護等に対する苦情申立が国民健康保険団体連合会にあった場合は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行います。
- ④ 本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護等に対する苦情申立を利用者等が市町村又は国民健康保険団体連合会に行う場合は、必要な援助を行います。
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画は利用者等の希望をふまえて作成されておりますので、変更を希望される場合は速やかに応じます。

(4) 他の苦情窓口

- ① 熊本市健康福祉局 福祉部 介護保険課 介護事業指導室
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
T E L 096-328-2793 F A X 096-327-0855
- ② 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治館内5階
T E L 096-214-1101 F A X 096-214-1105

12. 秘密保持について

- (1) 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 本事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合にはご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

13. 記録の整備について

- (1) 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備するものとし
ます。
- (2) 本事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整
備し、その完結の日から5年間保存します。
 - ① 介護計画
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを
得ない理由の記録
 - ④ 市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ⑦ 報告、評価、要望、助言等の記録

14. 勤務体制の確保について

- (1) 本事業所は、ご利用者に対して、適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤
務体制を定めるものとします。
- (2) 本事業所は、前項の介護従事者の勤務体制を定めるに当たっては、ご利用者が安心
して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し
ます。
- (3) 本事業所は、介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりとしま
す。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年間 6回程度

15. 地域との連携について

- (1) 本事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携
及び協力を行う等の地域との交流を図ります。
- (2) 本事業所は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦
情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実
施する事業に協力するよう努めます。

16. その他

その他、運営に関する重要事項は、有限会社ゆうしんと事業所の管理者との協議に基づ
いて定めます。

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービ
スに当たり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

グループホームゆうしん水前寺

説明者職名

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意します。
また、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用するに当たり、介護計画等の作成や円滑な退居及び緊急的な医療機関への受診・入院等を行う場合は、他関係機関（居宅介護支援事業所、医療機関等）に本人又は本人の家族等の個人情報等の提供を行ったりすることに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

利用者代理人

住 所

氏 名

印

有限会社ゆうしん

【綱 領】

私たちゆうしんの職員は、「共感」「連携」「連帯」の精神のもと、ご利用者様のこれからの日々を、同じ目線で集い、ともに幸せと愛と喜びを共有し、日差しのように穏やかでキラキラと輝かれるように支援します。

【基本理念】

- 一、誠実と笑顔を大切にします。
- 一、安全と安心を大切にします。
- 一、地域社会の信頼を大切にします。

care giver
Yushin